船員保険被扶養者認定事務の変更にかかるお願い

平成30年10月1日から、「船員保険被扶養者(異動)届」の添付書類の取扱いが変更となり、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際は、証明書類に基づき身分関係及び生計維持関係を確認の上、認定することとなりました。

なお、一定の要件を満たしている場合には、証明書類の添付を省略することが可能となりますので、 「船員保険被扶養者(異動)届」を届出いただく際は、次の取扱いをご確認の上、提出いただきます ようお願いいたします。

※添付省略の要件を満たしておらず、証明書類が添付されていない場合は、船舶所有者へ届書を返戻の上、証明書類の提出等をご案内させていただきます。

1. 届出に必要な添付書類の取扱い

平成30年10月1日以降の「船員保険被扶養者(異動)届」にかかる取扱いは次のとおりです。 なお、扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは「項番1・2」を、別居しているときは 「項番1・2・3」の取扱いを参照してください。

<添付書類等一覧>

項 番	目的	添付書類	添付の省略ができる場合
1	続柄の 確認	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票 ※1 (提出日から 90 日以内に発行されたもの を提出してください)	次のア・イの両方に該当する場合 ア・被保険者と扶養認定を受ける方それぞれのマイナン バーが届書に記載されている【 <u>裏面①②</u> 】 イ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書 の記載と相違ないことを船舶所有者が確認し、備考 欄の「続柄確認済み」の□に√を付している(また は「続柄確認済み」と記載している)【 <u>裏面③</u> 】
2	収入の 確認	年間収入が「130 万円未満 ※2」である ことを確認できる課税証明書等の書類	次のアまたはイのいずれかに該当する場合 ア・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配 偶者または扶養親族であることを船舶所有者が確 認し、船舶所有者確認欄の「確認」を〇で囲んでい る ※3【 <u>裏面④</u> 】 イ・扶養認定を受ける方の年齢が 16 歳未満
3	別居の 確認	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合 … 預金通帳等の写し ・送金の場合 … 現金書留の控え(写し)	次のアまたはイのいずれかに該当する場合 ア・扶養認定を受ける方の年齢が 16 歳未満 イ・扶養認定を受ける方が 16 歳以上の学生

- ※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限ります。
- ※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。(収入には公的年金も含まれます)
- ・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者
- ※3 障害・遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。
- *被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要です。ただし、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求めることがあります。

添付書類が省略となる場合の記入箇所については、裏面をご参照ください。

2. お問い合わせ

届書の記入方法等、取扱いについてご不明な点がございましたら、「ねんきん加入者ダイヤル」 またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせは『ねんきん加入者ダイヤル』へ!

ねんきん加入者ダイヤル(事業所、厚生年金加入者向け)

0570 - 007 - 123

 050から始まる電話でおかけになる場合は(東京)
 03-6837-2913

 1> 月~金曜日 第2土曜日 午前9:00~午後5:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

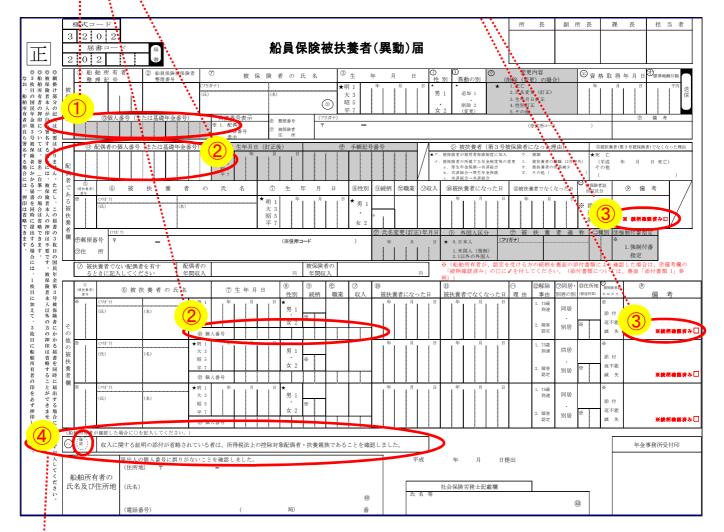


船員保険被扶養者(異動)届 ~添付省略となる場合の記入箇所~

- 1. 続柄に関する添付書類の省略
 - (1)①と②にマイナンバーを記入してください。
- (2) 戸籍謄本等で被保険者と扶養認定を受ける方 の続柄を確認した場合は、③の「<mark>続柄確認済</mark> み」の□に✓を付してください。



上記を満たした場合、表面<添付書類等一覧>の項番「1」の書類について、**添付を省略することができます**。



2. **収入**に関する添付書類の省略 扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除 対象の配偶者または扶養親族であること を確認した場合は、④の「確認」欄を〇で 囲んでください。



左記を満たした場合、表面<添付書類等一覧> の項番「2」の書類について、**添付を省略する** ことができます。

「船員保険被扶養者(異動)届」の様式および記入例は、日本年金機構ホームページに掲載し ておりますので、ホームページからダウンロードをお願いいたします。

日本年金機構

検索

https://www.nenkin.go.jp/